

平成30年2月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成30年2月9日

場 所 六戸町役場2階大会議室

## 六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2階大会議室

2 開会日時 平成30年2月9日(金)午後3時00分

3 閉会日時 平成30年2月9日(金)午後4時15分

### 4 出席委員(10名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
4番 松 嶋 清 治 委員	5番 金 沢 幸 弘 委員
6番 木 村 喜 和 委員	7番 古 里 厚 子 委員
11番 砂 渡 精 一 委員	13番 沖 澤 勝 委員
14番 渡 辺 耕 一 委員	15番 金 淵 盛 一 委員

### 5 欠席委員(5名)

3番 新 山 秀 男 委員	8番 小野寺 邦 男 委員
9番 久 田 伸 一 委員	10番 四 木 俊 一 委員
12番 附 田 京 子 委員	

### 6 会議に付した案件

#### 町議案

報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第30号 農地の転用事実に関する照会について

議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第26号 六戸町農用地利用集積計画(案)について

議案第27号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

議案第28号 平成30年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について

### 7 会議録署名委員

11番 砂 渡 精 一 委員      14番 渡 辺 耕 一 委員

### 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 高 橋 宏 典      事務局次長 佐 藤 一 也

事務局主事 川 村 徹 朗

### 9 書 記

事務局主事 川 村 徹 朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成30年1月26日告示招集いたしました平成30年2月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。  
会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成29年1月26日告示招集されました平成30年2月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、3番 新山 秀男委員・8番 小野寺 邦男委員・9番 久田 伸一委員・10番 四木 俊一委員・12番 附田 京子委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

11番 砂渡 精一委員、14番 渡辺 耕一委員を指名します。

参与には高橋局長以下各職員、書記には川村主事を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、報告第29号で1番 田中 誠委員が該当しますので、1番 田中 誠委員は発言権がございません。議案第25号で1番 田中 誠委員・5番 金沢 幸弘委員・13番 沖澤 勝委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第28号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第28号を報告済みといたします。

次に報告第29号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第29号を報告済みといたします。

次に、報告第30号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第30号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第30号を報告済みといたします。

次に、町議案第25号を上程する前に、1番 田中 誠委員・5番 金沢 幸弘委員・13番 沖澤 勝委員が会議規則第11号に抵触しますので、退席します。  
(田中委員、金沢委員・沖澤委員退席)

それでは議案第25号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第25号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。  
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

11番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。  
砂渡委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。

以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

6 番 推定相続人とはどういう意味でしょうか。  
木村委員

次 長 推定相続人とは、未相続の農地を貸し借りする場合に相続権が発生する人のことを言います。未相続農地を貸し借りする場合には必ず推定相続人から同意をもらわなければいけません。

7 番 番号 1 2 8 番ですが、親子間での使用貸借となっているのですが、こういった理由によるものでしょうか。  
古里委員

次 長 世帯が違う場合、親子間であっても耕作証明書の経営面積に反映されません。本案件は、世帯は違いますが父親の農地を実際作付けしている子に使用貸借をかけたということです。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第 2 5 号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第 2 5 号は承認することに決定いたしました。

議案第 2 5 号の審議が終了しましたので、1 番 田中 誠委員・5 番 金沢 幸弘委員・  
1 3 番 沖澤 勝委員の入室を求めます。  
(田中委員・金沢委員・沖澤委員入室)

議 長 次に、議案第 2 6 号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第26号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画  
（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ  
う要請することの承認を求めるものであります。  
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第26号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第26号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第27号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第27号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」  
贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第  
1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求  
める。なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し  
承認することを求めるものであります。  
（説明省略）

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第27号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第27号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第28号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

- 事務局長 議案第28号「平成30年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について」  
平成30年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について、別紙のとおり決定し  
公表するので承認を求めるものであります。  
(説明省略)

- 議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第28号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第28号は承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会2月総会を閉会いたします。



お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時15分 】